

平成24年6月1日

各位

山形県立米沢興譲館高等学校内
公益財団法人 自頼奨学財団
代表理事 佐藤広明

奨学金給付原資ご寄附のお願いについて（寄附趣意書）

皆様には日頃から、本校発展のために格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本校所管の「自頼奨学財団」は、本校の大先輩、我妻栄先生の文化勲章受賞を記念して設立されたものであります。

財団設立後も我妻栄先生のご子息我妻堯先生はじめ、本奨学事業に賛同された本校ゆかりの方々からも心温まるご支援を頂いて参りました。現在まで、多くの生徒がその恩恵を受けて勉学に精進し、卒業後は我妻先生のご意志を受け継ぎ社会の有為な人材として活躍されています。

この奨学金給付事業に要する経費は、基本財産からの果実（運用益等）によって賄われてきましたが、長期間の低金利のために果実は著しく減少し、これまで年額12万円支給していた奨学金も年額8万円に減額を余儀なくされるなど、我妻先生のご意志に報いることが困難になってきています。

このような状況を打開するために、本校では、財団を寄附金の税制上の優遇措置を受けられる公益法人への移行を目指すこととし、平成23年8月22日付けで公益財団法人の認定を受けることができました。

これにより、当財団への寄附金は特定公益増進法人としての税の優遇措置を受けることができるようになりましたので、この機会を捉え、年額12万円の奨学金の支給を目標に寄附金の募集事業を行うこととしました。

つきましては、趣旨をご理解下さいまして、ご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

趣旨にご賛同頂ける場合は、一口5,000円として2口以上のご協力をお願い申し上げます。

なお、ご入金は、別紙郵便振込用紙をご利用願います。

<寄附金控除について>

当財団から発行される寄附金受領証明書を添付しますと、下記の所得税、法人税の優遇を受けられます。

（個人）寄附金控除額＝寄附金額－2千円＝所得控除額（総所得金額等の40%相当額が限度）

（法人）一般の寄附金とは別枠として、損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入できる。

損金算入限度額＝（所得金額の5%＋資本金等の額の0.25%）×1/2